

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人
住田町社会福祉協議会



I 基本方針

世界平和や生命の安全までもが脅かされるような世界情勢の変化、さらには度重なる自然災害は本町においても他人事ではなく、自治体やそれを構成する地域においては、自分達の町は自分達で守り、だれもが安心して暮らしていくためのしくみを自ら構築していくことがさらに重要となってきました。

第6期介護保険事業計画の最終年度となる平成29年度は、次期の改正も見込みながら、地域包括ケアの推進、地域共生社会の実現に向けて、制度改正以来取り組んできた、総合事業の構築等、地域福祉活動計画と併せ、行政や関係機関と連携しながら推し進めていきます。

3年目の中間期を迎える「地域福祉活動計画」においては、計画の3本柱（基本目標）である①おだけあさまのまちづくり ②やんべあに暮らせるまちづくり ③おもしろく暮らせるまちづくりに掲げた事業計画に沿い、地域ささえあい事業や共同募金の予算と連動させながら、2年間の活動の評価をしつつ、推進していきます。特によりあいカフェ事業においては、中心型カフェしょうわぼし（H27.6月開始）、カフェあんるす（H28.6月開始）が軌道に乗り、今年度はカフェなるせを開始します。また、地域型カフェにおいても、住民主体のカフェとして3年目を迎えることから、カフェ運営者の支援に力を入れていくほか、未設置地区への支援を行います。

また、今年度は訪問系の有償ボランティア事業やひきこもり者対策について検討していきたいと思います。有償ボランティア事業については、28年度に民生児童委員協議会の協力を得て実施したニーズ調査の結果を生かしていきます。また、ひきこもり者対策については、調査方法を検討するとともに受け皿の構築に向け先進地の社協との交流により、研鑽を深めていきます。

東日本大震災から6年が経過し、住田町内の仮設住宅は火石仮設が本町仮設に集約され、本町仮設6世帯、中上仮設16世帯、計22世帯に減少しました。町内に避難している方々が安心して生活できるよう、継続して生活支援相談員を配置し支援してまいります。

介護保険事業においては、平成27年度の法改正により介護予防から総合事業への移行が進む中、町と連携し、利用者のニーズに即したサービスを提供してまいります。

さて、近年リハビリの要望が多くなり、利用者さまからの質の高いサービスが求められ、各事業所ごとの特色を生かしたサービスの展開を図り、利用者さまの立場に立ち、自立を支援できるような体制づくりに努めます。

また、平成30年度の第7期目の介護報酬改正に対応できる組織づくりも重要であり、各種加算の取れる質の高いサービスを提供するために、職員のモチベーションを上げるための研修、資格取得への奨励等、法令遵守を大原則に健全な運営をしてまいります。

福祉の町すみたをつくるため、社会福祉協議会の果たす役割、介護保険事業の在り方、地域福祉活動計画の推進について、役職員ひとり一人が認識を深め、一丸となって活動していきます。

《事業方針》

～住み慣れた地域で 共に支えあい

安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり～

を目指します

II 重点項目

- 1 法人運営の基盤整備
- 2 地域福祉事業の推進
- 3 在宅福祉活動の推進

1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や、地域福祉事業・介護サービス事業を効果的かつ適正におこなうため、事業経営の強化・透明化を図るとともに、提供する福祉サービスや組織の力を向上させるため、職員の専門的な知識や資質の向上を図り、関係機関との連携に努めます。

(1) 組織体制の強化

～会務の運営～

(1) 理事会等の開催	事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。	① 理事会の開催（年5回） ② 評議員会の開催（年3回） ③ 三役会の開催（毎月）
(2) 監査の実施	事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。	① 四半期に一度、年4回
(3) 苦情解決委員会への対応	本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。	① 苦情解決委員会の開催 (2回)

(2) 研修事業の強化

～職員の資質向上～

(1) 役職員研修	役職員の専門的知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。	① 役員研修 ② 職員研修（全体研修） ③ 事業所別研修
(2) 資格取得の推奨及び支援	業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。	<特に奨励する資格> 介護支援専門員、介護福祉士 社会福祉士、社会福祉主事資格
(3) 専門図書等の購入	地域福祉、介護事業に関する情報収集や専門知識の向上を図るため、福祉関係専門図書等を購入します。	① 社協情報誌 NORMA の定期購読（役員） 他

(3) 連絡調整事業

～ネットワークづくり～

(1) 関係機関との交流 及び情報交換	関係機関の主催する各種会議等へ出席し、 関係強化を図ります。	主なもの
(2) 助成等の情報提供	各種団体への情報提供をおこない、申請が あった場合は適切に対応します。	赤い羽根協働募金 他
(3) 後援活動	関係団体が主催する社会福祉目的の各種 事業・イベント等の後援を行います。	
(4) 福祉座談会	地域の現状や課題の発掘を行います。	町内 5 地区公民館

(4) 普及・宣伝事業

～情報の発信～

(1) 「ふくしだより」の 発行	社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する 普及宣伝のために社協広報紙「ふくし だより」を発行します。	① ふくしだより 3回発行 ② 福祉資金チラシ 1回発行 (全戸配布)
(2) ホームページの 運営	ホームページにより、社協の情報を開示 するとともに、福祉情報を提供します。	① ホームページの更新 随時

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

月	研修会名	備考
4月	職員研修 「社会福祉法人制度改正」	講師：未定
6月	新任職員研修（概ね3年未満の新任職員）	講師：課長
7月	視察研修	秋田県雄勝郡東成瀬村
9月	役職員研修会	講師：未定
12月	交通安全研修会	講師：世田米駐在所
2月	職員研修会（検診事後指導等）	講師：産業医
その他	事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加	

【実践研修一覧】

月	研修会名	備考
4～9月	介護支援専門員資格取得の特別講義	講師 秋田看護福祉大学 吉田守実 氏
10～12月	社会福祉士・介護福祉士国家試験対策	講師 秋田看護福祉大学 吉田守実 氏
1月	介護福祉士実技試験対策	講師：職員

【職員研修会等経費概要】

単位：円

予算科目	予算額	説明
事業費支出	350,000	
諸謝費支出	140,000	講師謝礼 20,000円×7回 140,000円
旅費交通費（事業）支出	100,000	講師交通費 100,000円
その他の費用支出	60,000	講師宿泊代 60,000円
雑支出	50,000	予備費 50,000円
事務費支出	450,000	
研修研究費	400,000	弁当 1,080円×80人×4回 お茶 150×80×4等 400,000円
印刷製本費支出	50,000	テキスト・資料印刷
合計	800,000	

2 地域福祉事業の推進

地域福祉活動計画（平成 27～31 年度）の中間年度として、基本理念である「**住み慣れた地域で共に支えあい 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり**」を目指し、前半期事業の評価を踏まえ、次の事業を実施します。

(1) 地域ささえあい事業

① 権利擁護事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・日常生活自立支援事業の実施
高齢者や障害のある人が、地域で安心して生活が送れるように、日常的な金銭管理や各種手続きの代行を行います。
- ・法人後見制度導入の検討
日常生活自立支援事業では充分に対応できないケースが増えてきている現状から、本会が成年後見人となる「法人後見制度」の導入について、検討をしております。

② 在宅介護者支援事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・在宅介護者リフレッシュ事業
平成 28 年 4 月の要介護認定者数は 485 人と、前年比より 8 人減ではあるが、当町の在宅介護率は高く、介護が長期化している家族や認知症介護に悩む家族も見受けられます。そのため包括支援センターと社協(事務局・デイサービス・ケアマネ等)が協力し、介護家族の心身のリフレッシュを図るための事業を開催します。
平成 29 年度事業…日帰りツアーの開催
- ・在宅介護者の集い
在宅寝たきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている家族に対する、介護知識の普及と介護者どおしの交流の機会をつくります。(包括と共催)

③ 障害者支援事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・障がい者の社会復帰事業や交流事業に共催し、障がい者の社会参加を支援します。
平成 29 年度事業…「あゆっこ会」(精神・身体・知的障がい者の社会復帰事業)の開催
支援、年 20 回(大洋会主催、保健福祉課と社協共催)
「ふれあいツアー」年 1 回
- ・町内の障がい者施設やサークルへの支援と協力を行います。

④ 子育て支援事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・子供・子育て支援制度の開始に伴い、地域のニーズを把握し、町保健福祉課と連携しながら、子育てしやすい環境の整備に努めます。
- ・町内の子供たちが本物の芸術や文化に直接触れたり、世代間の交流等ができ、この町で楽しく学べるような様々な企画をしていきます。

⑤ ふれあいサロン事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的として、地域で高齢者が気軽に集まれる場をつくるとともに、集まりに出てこられない虚弱高齢者等に対する関わり(支援)を地域でバックアップする体制づくりをします。

平成29年度事業…民生委員の開催するサロン事業への助成金交付
開催のできない地区への講師派遣
映画上映(DVD購入)

⑥ 福祉のまちづくり事業

- ・防災福祉マップ作成事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

認知症・寝たきり・独居高齢者・障がい者等の要援護者の見守りマップを作成することにより、地域での日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認の方法を住民が理解し、防災に役立てることができるよう支援します。マップ作成により地域見守り隊が結成できるよう支援します。

平成29年度事業…希望する地区で、自治公民館長、民生委員を中心に実施

- ・地域見守り隊モデル事業【おだげあさまのまちづくり】

モデル地区を選定し、防災福祉マップ作成事業と連動しながら、要援護者を見守る体制(地域守り隊)をつくります。また、見守り隊が継続して活動できるよう、見守り連絡会の定期開催を包括支援センターと共に支援します。

- ・ボランティア養成事業【おだげあさまのまちづくり】

総合事業の構築に伴い、地域におけるボランティアの活動がますます重要になりました。子供から大人まで各世代を対象とした養成講座及びボランティア団体の勉強会を開催することにより、だれもがボランティア活動について理解し、積極的に地域福祉活動に参加できるしくみをつくります。また、再構築されたボランティア活動連絡会の活動を支援します。

ボランティア養成講座

小中高校生の福祉教育…中学校、高校との連携

ボランティア活動連絡会の活動支援

- ・すみたおたすけ隊の活動【やんべあに暮らせるまちづくり】

中高生の夏冬の長期休業に合わせて、窓拭きのボランティア部隊を結成し活動しています。高齢世帯の方から大変喜ばれ、中高生の達成感もあることから、29年度も中学校、高校、ボランティア団体と連携しながらおたすけ隊を継続します。また、積雪にあわせて雪かき隊が結成できるしくみを検討します。

・緊急連絡カード設置事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

町内に住む一人暮らしの方や高齢者世帯の方を対象に設置し、高齢者の不安解消と緊急時の迅速な対応に役立っています。27年度以降は日中一人になる高齢者で要介護状態の方や同居家族との連絡が取りにくい方など、設置を拡大しています。未来かなえネットの構築がまだ未完成なことから、もうしばらくは事業を継続します。

・おげんき電話等見守りシステムの整備【やんべぁに暮らせるまちづくり】

おげんき見守りシステムは、利用者が自ら発信することにより、安否確認ができるシステムです。高齢者の状況によって行政が設置する緊急通報装置と対象者を分けています。高齢者の状態の変化により、人感センサーなどの方法も検討していきます。

・よりあいカフェ事業【おもしえぐ暮らせるまちづくり】

町内に誰もが気兼ねなく寄り合えるカフェを設置することにより、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者等の居場所づくりをすると共に、利用者間やボランティアとの交流をとおして生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進します。

平成27年6月から、カフェ「しょうわばし」を開設、28年6月には、カフェ「あんるす」を開設し、それぞれ週1回、地域のボランティアさんの協力を得ながら運営しています。

中心型カフェの運営、増設…カフェしょうわばし、カフェあんるすの継続、

カフェなるせの増設

地域型カフェの支援…小地域での運営を支援（運営費の補助、情報交換会等）

未設置地域への設置支援

・輪っこちゃん事業（生活困窮者自立支援事業）【やんべぁに暮らせるまちづくり】

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、民生児童委員や保健福祉課等と連携し、対象者の把握に努めるとともに、生活困窮やひきこもり等が原因で社会生活ができない人に対し、町や基幹社協と協力しながら支援していきます。

・総合相談窓口の開設

これまでは、電話や来所で随時の相談を受けていましたが、定期的に総合相談窓口を開設し、相談や情報提供の機能を充実させていきます。

平成29年度事業…世田米地区総合相談窓口➡保健福祉センター

有住地区総合相談窓口 ➡カフェなるせ 月1回第4木曜日

・有償ボランティア事業の検討

総合事業の充実に向けて、ニーズ調査の結果を踏まえて、地域の人たちのちょっとした困りごと（灯油入れ・買い出し等）に対応できるしくみを構築します。

・ひきこもり者対策事業の検討【新規】

町内に在住する、40歳未満のひきこもり者の調査方法や受け皿の構築について保健福祉課の協力を得て検討していきます。

○地域ささえあい事業予算概

		単位:円	
予算科目	予算額	説明	
事業費支出	533,000		
消耗器具備品費支出	130,000	ふれあいサロン	10,000 円
		防災マップづくり	10,000 円
		おたすけ隊	30,000 円
		よりあいカフェ	80,000 円
保険料支出	14,000	在宅介護者支援	8,000 円
		障害者支援	6,000 円
諸謝費支出	65,000	ボランティア養成講座	45,000 円
		ふれあいサロン	20,000 円
材料費(事業)支出	93,000	障がい者支援	10,000 円
		ボランティア・おたすけ隊	83,000 円
旅費交通費(事業)支出	231,000	在宅介護者支援	113,000 円
		障害者支援	90,000 円
		ふれあいサロン	8,000 円
		ボランティア養成講座	20,000 円
その他の費用支出			円
雑支出			円
事務費支出	9,000		
雑支出	9,000	振込手数料他	9,000 円
助成金支出	1,382,000		
ふれあいサロン事業助成金支出	550,000	ふれあいサロン	550,000 円
その他の助成金支出	832,000	よりあいカフェ	832,000 円
合計	1,924,000		

(2) 生活福祉資金事業

① 生活福祉資金貸付相談員設置事業 (県社協受託事業)

生活福祉資金とは、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって無利子か低利子で資金の貸付を行うものです。

本会では生活福祉資金相談員1名を配置し、生活困窮者等の支援に努めてまいります。

○資金の種類と内容○		
1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）		
資金種類	貸付限度額	借入ケース
生活支援費	(二人以上)月20万円以内	・就職するまでの生活資金が足りない
	(単身)月15万円以内	・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある
	※貸付期間 最長1年間	
住宅入居費	40万円以内	・就職を目指し技能習得したい 他
一時生活再建費	60万円以内	
2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）		
資金種類	貸付限度額	借入ケース
福祉費	対象経費により目安あり	・医療費が足りない ・技能資格をとりたい
緊急小口資金	10万円以内（無利子）	・結婚出産葬儀の費用が足りない 他
3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要—無利子）		
資金種類	貸付限度額	借入ケース
教育支援費	(高校)月35,000円以内	・短大、大学、専門学校等へ行きたい
	(高専・短大)月60,000円以内	・授業料家賃代通学定期代が足りない
	(大学)月65,000円以内	
就学支度費	50万円以内	・入学金、制服、等の購入費が足りない

② 生活支援相談員設置事業（県社協受託事業）

町内で生活する被災世帯（みなし仮設含む）に対し、生活ニーズを把握し、関係機関と共に見守りや相談支援を行い、安心して暮せる環境を整え、復興を支援するために、生活支援相談員を配置するものです。町内の仮設住宅は2カ所22世帯に減少しましたが、引き続き生活支援相談員を1名配置します。

〈 事業内容 〉

- 1)個別支援 訪問による見守り、相談、情報提供
- 2)地域支援 自治会活動の支援（文書作成や配布、物資の配付、イベントの企画や補助、環境整備）
被災世帯同士及び地域住民との交流支援
ボランティア、視察や取材の受け入れや手伝い
- 3)他機関との連携
仮設等支援連絡会、週2回のミーティング、外部支援団体との調整
- 4)研修 生活支援相談員研修、社会福祉従事者研修
住民支え合いマップインストラクター養成研修等

(3) たすけあい金庫貸付事業

低所得者世帯等に対して応急的な資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図るために、たすけあい金庫基金を活用し貸付事業を行います。

(4) 共同募金配分事業

① 共募一般配分金事業

岩手県共同募金会の地域福祉活動事業配分を活用し、本町の福祉団体・ボランティア団体等が行う福祉活動に対する助成並びに本会福祉活動の経費に充当します。

② 歳末たすけあい配分金事業

「みんなで支えあう地域づくり」の精神のもと、本町歳末たすけあい募金運動の寄付金を配分するもので、配分対象世帯は民生委員の調査結果を基に行います。

○ 配分計画概要

①一般配分事業	1,488,817円	福祉団体、福祉協力校（町内小・中校） 福祉施設、地域福祉事業他
②歳末配分事業	1,240,000円	町内配分対象の世帯、地域福祉事業他

(5) 福祉有償運送事業「おたっしや移送サービス」【やんべあに暮らせるまちづくり】

平成27年度から事業が開始されました。介助なしでは移動が困難な要介護者や障がい者等で、公共交通機関が利用できない方を対象（登録制）として、個別に移送サービスを行います。通院や退院だけでなく、様々な外出に利用でき、社会参加が可能となります。

(6) 無料法律相談所の開設（協力）

日本司法支援センターからの指定を受け、無料法律相談を実施します。

弁護士：遠野ひまわり基金法律事務所

弁護士法人岩手銀河法律事務所大船渡事務所

いわて三陸ひまわり基金法律事務所

開設日：毎月2回（1回目は13:00～ 2回目は17:00～ ）

(7) 福祉関係団体の支援

① シルバー人材センターへの協力

「シルバー人材センター」は、平成27年度から専従職員を配置し、事業を開始しました。原則60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を生かした就業をしていただくことにより、生きがいと社会参加を推進します。また、センターの仕事内容として、高齢者世帯等の家事援助や草刈り、農作業、福祉有償運送事業を実施することにより、介護保険外の住民の要望に対応したサービスを実施します。

② 民生児童委員協議会事務局

③ 老人クラブ連合会事務局

④ 日本赤十字社住田町分区事務局

⑤ 岩手県共同募金会住田町共同募金委員会事務局

⑥ ボランティア活動連絡会事務局

ボランティア団体の変遷等により、活動が途絶えていたボランティア活動連絡会を平成27年度に再構築しました。町内のボランティア活動の発展と社会福祉の向上をめざします。

3 在宅福祉活動の推進

(1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護を必要とする方の心身の状況、意向を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、各サービスが適切に提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。

また、緊急対応が必要な事例や支援困難事例への対応、総合事業への協力を包括支援センターと連携し実施していきます。

【支援方針】

「介護が必要な状態であってもご本人・家族が在宅で安心して暮らせる」を実現するために、可能な限り在宅での生活が継続できるように支援します。

【特徴】

主任介護支援専門員を配置し、24時間連絡体制を整備している特定事業所として、質の高いケアマネジメント支援を行います。

ケアマネジャー8名（主任介護支援専門員1名、専従5名、兼務3名、重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	一人当たりの平均担当ケース 人/月約35人（介護：30人+予防：5名）
2.事業管理と業務の標準化	特定事業所としての業務体制確保
	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
3.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	ケアマネ会議・プラン検討会の実施（月1回） 事例検討会の実施・ケアマネ定例会議（月1回）
	スーパービジョンの実施
4.関係機関との連携	サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時）
	地域包括ケア会議（隔月）
	衛生委員会（月1回）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関でのカンファレンスへの参加（必要時）
	地域連携連絡会議（大船渡病院主催：年4回）
	包括支援センターとの連携
	ケア担当者会議（月3回）

(2) 訪問介護事業所

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援してまいります。

利用者のニーズに応えられる地域の社会資源として、また訪問介護の仕事のみならず、地域のニーズもキャッチできるように地域に貢献できる人材を育成していきます。

【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

【特徴】

介護福祉士資格を6割以上取得し、質の高いサービスを提供しています。

- ・職員数 22名（嘱託職員1名、正規職員2名、準職員16名、パート職員3名）
- サービス提供責任者3名配置

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	訪問回数：月間約 2,030 回 年間約 24,360 回の派遣を目指します。
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定期更新
3.業務効率の向上	訪問時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
	スーパービジョンの実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議への参画（隔月）
	衛生委員会
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(3) 訪問入浴介護事業所

利用契約をされた方を対象に、自宅の浴槽で入浴が困難な方に、お部屋にしながら入浴ができるよう、看護職員・介護職員の専門スタッフが、ご自宅を訪問し「安全で安心して快適に入浴する」お手伝いをさせていただきます。

【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。

医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、安全で衛生的なサービスを提供いたします。

【特徴】

・職員数3名（正規職員2名、準職員1名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

（看護師1名、介護福祉士1名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	訪問回数：月間約75回 年間約900回の派遣を目指します。
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
3.業務効率の向上	訪問時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
	スーパービジョンの実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議への参画（隔月）
	衛生委員会
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(4) 通所介護事業所（アールス）

要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスに通い、入浴や食事などの日常生活上の介護を受けながら仲間とふれ合うことで社会的交流を図り、趣味活動や機能訓練を通じて心身の機能維持、家族の心身的精神的負担が軽減されることを目標とされます。

【支援方針】

楽しく過ごしていただくと共に目標を持って活動し、少しでも自宅での生活に反映でき地域との交流を進めると同時に、介護の問題や暮らしの問題を逃さず、社協だからできるサービスを提供します。

【特徴】

・職員数 15 名（正規職員 5 名、準職員 5 名、パート職員 5 名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。
（社会福祉主事 4 名、看護師 4 名、理学療法士 1 名、介護福祉士 7 名、調理師 1 名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	月間利用者数：約 580 名 年間延べ利用者数：約 6,960 名
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定期更新
3.業務効率の向上	訪問時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月 3 回）
	地域包括ケア会議への参画（隔月）
	衛生委員会（月 1 回）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(5) 通所介護事業所（とだて）

介護保険の認定を受けた方がご自宅から通いながら、入浴、食事、生活リハビリ、体や脳のトレーニングなどを行っています。閉じこもりにならないこと、自分らしく生活できること、ひとり一人の自立支援をめざしています。同時に家族の介護負担軽減も図ります。

【支援方針】

「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。

自立を支援する視点を持ち、口腔機能向上や生活リハビリなど、利用者の持てる力を最大限に引き出せるように支援していきます。

【特徴】

・職員数 11 名（正規職員 5 名、準職員 4 名、パート職員 2 名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

（社会福祉主事 4 名、看護師 3 名、介護福祉士 6 名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	月間利用者数：約 500 名 年間延べ利用者数：約 6,000 名
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定期更新
3.業務効率の向上	利用時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
5.関係機関との連携	ケア担当者会議（月 3 回）
	地域包括ケア会議への参画（毎月）
	衛生委員会（月 1 回）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（隔月）

(6) 認知対応型共同生活介護（グループホームかっこう）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるよう支援していきます。

【支援方針】

日常生活において、身体を動かし、「楽しく食事をする」「ゆったりとお風呂に入る」そんな身近にある幸せを、お互いに協力しあいながら自分らしいスタイルで送れるように、お手伝いさせていただきます。

【特徴】

- ・職員数 11 名（正規職員 3 名、準職員 2 名、パート職員 2 名、夜間勤務 3 名）
- サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。（介護支援専門員 2 名、社会福祉主事 4 名、介護福祉士 7 名、看護師 1 名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	月間利用者数：約 270 名 年間延べ利用者数：約 3,240 名
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定期更新
3.業務効率の向上	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
5.会議等	サービス担当者会議：随時
	地域包括ケア会議（隔月）
	運営委員会（年間 6 回）
	入所判定委員会（随時）
	医療関係機関との連携会議
	衛生委員会（月 1 回）

(7) 指定障がい者福祉サービス事業

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

・障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方の能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や日常生活に必要な生活援助等、のサービスを提供いたします。

事業名	内 容	備 考
1) 居宅介護事業	・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行います。	①月約 130 回、年間 1,560 回の派遣を目標とします。 (利用者数：10名)

<障がい者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）>

・障害者総合支援法に基づいて、家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを行います。

事業名	内 容	備 考
1) 訪問入浴サービス事業	・移動入浴車でご自宅を訪問して居室内での入浴もしくは清拭を行います。	①月 15 回、年間 180 回の派遣を目標とします。 (利用者数：2名)

(8) 高齢者生活福祉センター事業

・町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者で自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。

事業名	内 容	備 考
1) 高齢者生活福祉居住部門	・高齢等のため居宅において、生活する事に不安のある方に、必要と認める期間住居を提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。	

